

観音寺市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、観音寺市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 市長及び教育委員会は、会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により会議を非公開にしたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部総務課及び教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議その他会議の議事の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。